

令和7・8年度

一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書作成の手引き

（測量・調査及び建設コンサルタント等）

国土交通省 地方整備局（港湾空港関係）

目 次

I	国土交通省地方整備局（港湾空港関係）資格審査制度の概要	
1	資格審査制度	1
2	登録主体	1
3	審査時期	2
4	有効期間	2
5	参加できる競争契約の範囲	2
6	申請書を提出できない方	2
II	申請書類の作成	
1	申請書類（申請書及び添付書類等）	3
2	申請書類の作成方法	4
	（1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・調査及び建設コンサルタント等）	
	[様式1の1]	5
	[様式1の2]	9
	別表1 競争参加資格希望業種区分等一覧表	13
	別表2 有資格者一覧表	14
	[様式1の3]	16
	（2）業態調書 [様式2]	19
	（3）技術者経歴書 [様式3]	32
	（4）営業所一覧表 [様式4]	34
	（5）添付書類	
	①「登録証明書等」	35
	②「登記事項証明書等」	36
	③「財務諸表類」	36
	④「納税証明書その3等」	37
	（6）委任状	43
	（7）受付通知票	44
	（8）外国事業者が申請する場合の提出書類等	44
III	申請書類の提出、受付	
1	申請方法	45
	（1）定期受付	45
	①インターネット方式	45
	②文書持参方式	45
	③文書郵送方式	45
	④電子メール方式	49
	（2）随時受付	51
	（3）申請に当たっての注意事項	51
IV	審査結果の通知	52
V	申請した事項の変更等の届出	
	（1）変更等の届出が必要な場合	53
	（2）変更届の提出方法	54
	（3）変更届の様式及作成方法	55
VI	資格審査事務の流れ	57
VII	競争参加資格審査申請に関するQ&A	58

I 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）資格審査制度の概要

1 資格審査制度

国土交通省地方整備局（「東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の8地方整備局」以下「地方整備局」という。）（港湾空港関係）が発注する「測量・調査及び建設コンサルタント等」に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、地方整備局（港湾空港関係）ごとに作成する「有資格業者名簿」に登録されていることが必要です。

○有資格業者名簿

国土交通省地方整備局（港湾空港関係）の測量・調査及び建設コンサルタント等業務の受注を希望する業者は、地方整備局ごとに作成される「有資格業者名簿」に登録される必要があります。この名簿は2年ごとに更新されています。

○有資格業者名簿の公表

平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が制定され、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者名簿」を公表しております。

①公表の内容

- ・業者CD
- ・商号又は名称
- ・代表者名
- ・住所
- ・業種区分における登録の有無

②公表の方法

- ・「港湾空港関連入札・契約情報」に掲載

<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

本手引きで定める資格審査の対象は、地方整備局（港湾空港関係）発注にかかるものですのでご注意ください。

なお、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査については、令和7・8年度の定期受付において、申請者の負担軽減、行政事務の合理化等を図るため、インターネット方式による申請受付を実施します。インターネット方式については、「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き【インターネット編】」をご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

2 登録主体

有資格者名簿への登録申請は、会社や個人のほか、事業協同組合、協業組合であっても行うことができます。

3 審査時期

資格審査は2年ごとの区切りで行われており、その区切られた2ヶ年度分の申請を前年度の12月～1月に一括して受付けて審査を行う定期受付と、定期受付終了以降随時に受付け審査を行う随時受付があります。

4 有効期間

今回の定期受付により登録された資格の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、随時受付によるものは資格決定日から令和9年3月31日まで有効となります。

5 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、「建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量」に係る契約のうち「登録業種」に係るものになります。

6 申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

また、会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた方かつ競争参加資格の再決定を受けていない方で、申請を希望される場合は、事前に、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課へ「再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書」を提出してください。詳細な手続きについては、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課にお問い合わせください。

<欠格要件>

国の契約等について定めた会計法（昭和22年法律第35号）に基づき、国土交通省地方整備局（港湾空港関係）の測量・調査及び建設コンサルタント等業務においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条第1項各号に掲げる次のいずれかに該当する者
 - イ 当該契約を締結する能力を有しない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる次の者
 - 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前一～三に該当するものを除く。）

- ② 予決令第71条第1項各号に掲げる次のいずれかに該当すると認められる者
- イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ト イ～ヘにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

II 申請書類の作成

1 申請書類（申請書及び添付書類等）

申請書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出してください。

※申請書様式は、下記URLのホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

申請書類名	様式番号	備考
1.一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式1の1	
	様式1の2	
	様式1の3	
2. 業態調書	様式2	
3. 技術者経歴書	様式3	※1
4. 営業所一覧表	様式4	
5①. 登録証明書等（写しでも可）	—	※1
5②. 登記事項証明書（法人の場合） （写しでも可）		※1
5③. 財務諸表類（1年分）		※1
5④. 納税証明書その3等（写し）		
6. 委任状		※2
7. 受付通知票	指定	※3

(返信用葉書、切手を貼付)		
---------------	--	--

※1 申請者が測量・調査を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「技術者経歴書」、「登録証明書等（写しでも可）」、「登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）」及び「財務諸表類（1年分）」の書類提出を省略できます。

また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、「技術者経歴書」、「登録証明書等（写しでも可）」、「登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）」及び「財務諸表類（1年分）」の書類提出を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※2 行政書士等が代理申請する場合のみ必要となります。

※3 文書郵送方式により提出する場合のみ提出が必要となります。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

2 **申請書類の作成方法**

記載例を参考として、次の手順で作成してください。なお、申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の事業年度の終了日とします。

また、宣誓文の下「令和〇年〇月〇日」の箇所には、申請書類を提出する日を、「令和〇年〇月〇日」の下「〇〇地方整備局 殿」の箇所には、提出先の受付部局名を記入してください。

(1)一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）

[様式1の1]

※この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。

様式1の1

01 1: 新規 2: 更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者 04 の規模	05 適格組 合証明 第	平成・令和 年 月 日
-------------------	----------	-----------	----------------	-----------------	-------------

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）

令和7・8年度において、貴 地方整備局（港湾空港関係）で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

○ 地方整備局 殿

06 本社（店）郵便番号 - 07 法人番号

フリガナ

08 本社（店）住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ 代表者氏名

フリガナ 11 担当者氏名

12 本社（店）電話番号 13 担当者電話番号 (内線番号)

14 本社（店）FAX番号 15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

17 (代理申請時使用欄) 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号

18 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 〇〇号	〇年〇月〇日	建築士事務所	第 〇〇号	〇年〇月〇日	建設コンサルタント	第 〇〇号	〇年〇月〇日
地質調査業者	第 〇〇号	〇年〇月〇日	補償コンサルタント	第 〇〇号	〇年〇月〇日	不動産鑑定業者	第 〇〇号	〇年〇月〇日
土地家屋調査士	第 〇〇号	〇年〇月〇日	司法書士	第 〇〇号	〇年〇月〇日	計量証明事業者	第 〇〇号	〇年〇月〇日
	第 〇〇号	〇年〇月〇日		第 〇〇号	〇年〇月〇日		第 〇〇号	〇年〇月〇日

19 設立年月日（和暦） 年 月 日 20 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと（以下同じ）。

※斜文字は記入例

(様式1の1)

項目	記載要領
01 新規・更新～04 申請者の規模	記入不要
05 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載。
06 本社（店）郵便番号	○本社（店）所在地の郵便番号を記入。

項目	記載要領																																				
07 法人番号	<p>○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記入する。</p> <p>※法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載されますので、<u>誤りのないよう</u>に正確に記入してください。</p> <p>※個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記入の必要はありません。</p> <p>※法人番号が不明な場合、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</p>																																				
08 本社（店）住所	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○フリガナの欄は、全角カタカナで記載する。</p> <p>○都道府県名については、フリガナは記載しない。</p> <p>○丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。</p> <p>○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入してください。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。</p>																																				
09 商号又は名称	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。</p> <p>○フリガナの欄は、商号名称のフリガナをカタカナで記載する。ただし、株式会社等法人の種類を表わす略号（（株）、（有）等）については、フリガナは記載しない。</p> <table border="1" data-bbox="440 1384 1439 1800"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>（株）</td> <td>有限会社</td> <td>（有）</td> <td>合資会社</td> <td>（資）</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>（名）</td> <td>協同組合</td> <td>（同）</td> <td>協業組合</td> <td>（業）</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>（企）</td> <td>合同会社</td> <td>（合）</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>（責）</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>（一財）</td> <td>一般社団法人</td> <td>（一社）</td> <td>公益財団法人</td> <td>（公財）</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>（公社）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字がない場合には、商号の記載は不要。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																																
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																																
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																																
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）																																
公益社団法人	（公社）																																				

項目	記載要領																
10 役職・代表者 氏名	<p>○左詰めで記載。</p> <p>【役職】</p> <p>○下記の役職名のうちから一つを選択して記載する。なお、代表者の役職については、フリガナは不要。</p> <table border="1" data-bbox="464 432 1433 613"> <tr> <td>・取締役</td> <td>・取締役社長</td> <td>・代表取締役</td> <td>・代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td> <td>・代表社員</td> <td>・代表者</td> <td>・代表理事</td> </tr> <tr> <td>・理事長</td> <td>・社長</td> <td>・副社長</td> <td>・無限責任社員</td> </tr> <tr> <td>・管財人</td> <td>・会長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○個人、代表執行役、若しくは該当のない場合は、「代表者」を選ぶこと。</p> <p>【代表者氏名】</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載する。</p>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																
11 担当者氏名	<p>※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの当該申請についての質問に答えられる方）を必ず記入すること。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>																
12 本社（店）電 話番号 13 担当者電話番 号 14 本社（店）FAX 番号	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。</p> <p>○担当者の電話番号を必ず記載すること。また、必要があれば内線番号も記入する。</p> <p>○本社（店）FAX番号がない場合は、「なし」と記載する。</p>																
15 電子入札用IC カードの登録番号	記入不要																
16 メールアドレ ス	○契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。																
17 申請代理人	<p>○<u>行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。</u></p> <p>※申請者の職員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。</p> <p>※<u>本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。</u>（43ページ参照）</p>																
18 登録を受けて いる事業	<p>○次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。 <u>なお、記載する場合には添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）が必要となります。</u></p> <table border="1" data-bbox="440 1933 1441 2022"> <tr> <td data-bbox="440 1933 727 2022">測量業者</td> <td data-bbox="727 1933 1441 2022">測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。</td> </tr> </table>	測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。														
測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。																

項目	記載要領	
	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
	地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合。（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
	計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
	空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業者名等が空白の欄に記載する。
19 設立年月日（和暦）	○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。（個人については、記載を要しない。）	
20 みなし大企業	○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、もとより大企業である場合又は上記に該当しない場合は「 <input type="checkbox"/> 該当しない」にチェックを入れること。	

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）

[様式1の2]

※ 受付番号		※ 業者コード		様式 1の2										
21 測量等実績高														
① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局								
	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月		01	02	03	04	05	06	07	08	合
	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月		東	関	北	中	近	中	四	九	計
測量調査		150,450		145,250	147,850	○	○	○						3
101 深淺測量、104 汀線測量														
建設コンサルタント等		201,250		185,360	193,305	○	○	○						3
201 河川砂防及び海岸・海洋														
202 港湾及び空港														
そ の 他		3,000		2,000	2,500	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計		354,700		332,610	343,655	2	2	2						6
22 有資格者数(人)														
構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補		
		1	4			25	10	45	40					
技 術 士														
総合技術監理部門 (測量を除く(石部科目))	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	情報工學部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査					
	10						1	1	1					
港湾海洋調査 士	地質調査技士	RCCM	APEC エンジニア	水路測量技術	海洋・港湾構造 物維持管理士	海洋・港湾構造 物設計士	土地家屋調査士	司法書士						
		10												

※斜文字は記入例

(様式1の2)

項目	記載要領
受付番号、 業者コード	記入不要
21 測量等実績高	<p>○「①競争参加資格希望業種区分」欄には、別表1に掲げる業種のうち競争への参加を希望する業種区分、コード、業務区分を記入する。</p> <p>○「② 直前2年度分決算」及び、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の業種毎にそれぞれ記載する。</p> <p>○ 測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載する。</p> <p>○直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入する。</p>

項目	記載要領												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">申請者</th> <th>記入する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人等</td> <td>収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td> </tr> <tr> <td>個人（青色申告）</td> <td>確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」</td> </tr> <tr> <td>個人（白色申告）</td> <td>確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額</td> </tr> <tr> <td>組合</td> <td>決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記入する（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合があります）。</p>	申請者	記入する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」	個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記入する金額												
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額												
一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額												
個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」												
個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額												
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額												
21 測量等実績高 ②直前2年度分 決算	<p>○直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入する。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>												
21 測量等実績高 ③直前1年度分 決算	<p>○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日。Q-12 62ページ参照。）において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入する。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>												
21 測量等実績高 ④直前2ヶ年間の 年間平均実 績高	<p>○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入する。（両決算の合計を2で除して得た数値）</p> <p>※合計欄には縦の金額の合計を記入する。</p> <p>※消費税を含まない額を記入する。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p> <p>※直前2ヶ年の間に、創業や事業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定する。</p>												

項目	記載要領
	<p>例1) 事業年度を変更したため、審査基準日の直前2ヶ年間に含まれる各事業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"> C B A </p> <p style="text-align: center;"> 12ヶ月 12ヶ月 9ヶ月 </p> <p style="text-align: center;"> 決 決 決 決 審査基準日 </p> <p style="text-align: center;"> 算 算 算 算 </p> <p style="text-align: center;"> 日 日 日 日 </p> </div> <p>直前2年の各事業年度の合計月数・・・ (A+B=21ヶ月) 不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24-21=3ヶ月 計算式 $\frac{A+B+(C \times 3 / 12)}{2}$ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合 計算式 各事業年度の実績高の合計額 × 1 / 2 =直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合 ⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含める。</p>
21 測量等実績高 ⑤申請希望する部局	○希望する業種ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付す。 ○合計欄に「○」印の数を記載する。
22 有資格者数(人)	○「別表2」の右欄に掲げる資格等を有する職員の数それぞれ該当する欄に記入し、同表「その他」欄「②技術職員」及び「③事務職員」に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記入してください。 ○審査基準日(提出された財務諸表等の決算日)において常時雇用している職員のうち専ら測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記載する。 ○数字は右詰めで記載する。

項目	記載要領
	<p>○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士、港湾海洋調査士については、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。</p> <p>さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。</p> <p>1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄にはカウントしない。構造設計、設備設計の両方を交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができるものとする。（「30 常勤職員の数」欄も同様）。</p> <p>※ 記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。（様式3 技術者経歴書の内容と一致させてください。）</p> <p>※ 申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</p> <p>※工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者ははずしてカウントすること。</p> <p>※技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、別表2を参考にして、十分注意して記入すること。</p>

競争参加資格希望業種区分等一覧表

業種区分	コード	業 務 区 分	業 務 内 容
測量・調査			測量法第55条による登録を受けて営む業務及び地質調査業者登録規程第2条による登録を受けて営む業務等
※	101	深浅測量	
※	102	一般地上測量	
※	103	航空測量	
※	104	汀線測量	
	105	地質、土質調査	
	106	気象調査	
	107	波浪調査	
	108	流況調査	
	109	潮位調査	
	110	潜水探査	
	111	磁気探査	
	112	環境調査	
	113	応用測量	
	114	模型実験	
	115	各種分析試験	
※	116	土地家屋調査	
	117	その他の調査	
建設コンサルタント等			建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務及びその他登録を受けて営む業務
	201	河川、砂防及び海岸・海洋	
	202	港湾及び空港	
	203	電力土木	
	204	道 路	
	205	鉄 道	
	206	上水道及び工業用水道	
	207	下水道	
	208	農業土木	
	209	森林土木	
	210	水産土木	
	211	廃棄物	
	212	造 園	
	213	都市計画及び地方計画	
	214	地 質	
	215	土質及び基礎	
	216	鋼構造及びコンクリート	
	217	トンネル	
	218	施工計画、施工設備及び積算	
	219	建設環境	
	220	機 械	
	221	電気電子	
	222	補償コンサルタント	
※	223	一級建築士	
※	224	計量証明事業者	

注) ※印は、登録が無いと申請できないもの

101～104 測 量
 116 土地家屋調査士
 223 一級建築士
 224 計量証明事業者

(参考) 測量法第55条、土地家屋調査士法第8条、建築士法第23条、計量法第107条

別表 2

有資格者一覧表

免許等の名称	有資格者	
① 一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者	
② 二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者	
③ 建築設備士	建築士法施行規則による建築設備士である者	
④ 建築積算資格者	公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者	
⑤ 一級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者	
⑥ 二級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者	
⑦ 測量士	測量法による測量士試験に合格した者	
⑧ 測量士補	測量法による測量士補試験に合格した者	
⑨ 環境計量士	計量法による環境計量士の登録を受けている者	
⑩ 不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士登録を受けている者	
⑪ 不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補登録を受けている者	
⑫ 土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者	
⑬ 司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者	
⑭ 技術士	総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)とするものに合格した者又は平成30年度以前における技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	水産部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	電気電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	情報工学部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を情報工学部門とするものに合格した者
	総合技術監理部門 (地質調査)	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記「地質調査」欄の選択科目に合格した者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者	

⑮ 港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者	
⑯ 地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者	
⑰ R C C M	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者	
⑱ A P E C エンジニア	アジア太平洋経済協力 (APEC) が取りまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
⑲ 水路測量技術	一般社団法人日本水路協会の行う水路測量技術検定試験に合格した者	
⑳ 海洋・港湾構造物維持管理士	一般社団法人沿岸技術研究センターの行う海洋・港湾構造物維持管理士資格認定試験に合格した者	
㉑ 海洋・港湾構造物設計士	一般社団法人沿岸技術研究センターの行う海洋・港湾構造物設計士資格認定試験に合格した者	
その他	㉒ 技術職員	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、官工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者又は第 3 種電気主任技術者の免許を受けている者
		消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	㉓ 事務職員	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し 7 年以上の実務の経験を有する者
	㉔ その他	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）
 [様式1の3]

様式1の3																																																										
※ 受付番号	※ 業者コード																																																									
23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門																																																										
建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務																																									
①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	②	22	23	24	25	26	27	28	29																														
河川、砂防及	空港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	基礎及び	構築物及びトンネル	土工計画、土工費及び構築	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	特殊補償・	事業損失	補償関連	総合補償																															
24 自己資本額																	28 外資状況																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">区 分</td> <td style="width:30%;">直 前 決 算 時 (千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本</td> <td></td> <td>35,000 35,000</td> </tr> <tr> <td>② 評 価 ・ 換 算 差 額 等</td> <td></td> <td>195,255</td> </tr> <tr> <td>③ 新 株 予 約 権</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>④ 株 式 引 受 権</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤ 計(P)</td> <td></td> <td>195,255</td> </tr> </table>																	区 分	直 前 決 算 時 (千円)		① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本		35,000 35,000	② 評 価 ・ 換 算 差 額 等		195,255	③ 新 株 予 約 権		0	④ 株 式 引 受 権		0	⑤ 計(P)		195,255	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width:5%;">28 外資状況</td> <td style="width:30%;">1 外 国 籍 会 社</td> <td style="width:30%;">3 日 本 国 籍 会 社</td> </tr> <tr> <td>[国名 :]</td> <td>[国名 :]</td> </tr> <tr> <td>2 日 本 国 籍 会 社</td> <td>(外資比率 : %)</td> </tr> <tr> <td>[国名 :]</td> <td>[国名 :]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(外資比率 : 100%)</td> <td>(外資比率 : %)</td> </tr> </table>												28 外資状況	1 外 国 籍 会 社	3 日 本 国 籍 会 社	[国名 :]	[国名 :]	2 日 本 国 籍 会 社	(外資比率 : %)	[国名 :]	[国名 :]		(外資比率 : 100%)	(外資比率 : %)
区 分	直 前 決 算 時 (千円)																																																									
① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本		35,000 35,000																																																								
② 評 価 ・ 換 算 差 額 等		195,255																																																								
③ 新 株 予 約 権		0																																																								
④ 株 式 引 受 権		0																																																								
⑤ 計(P)		195,255																																																								
28 外資状況	1 外 国 籍 会 社	3 日 本 国 籍 会 社																																																								
	[国名 :]	[国名 :]																																																								
	2 日 本 国 籍 会 社	(外資比率 : %)																																																								
	[国名 :]	[国名 :]																																																								
	(外資比率 : 100%)	(外資比率 : %)																																																								
25 損益計算書																	29 営業年数等																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">税引前当期利益(千円)(S)</td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;">5,000</td> </tr> <tr> <td>① 流動資産(千円)(m)</td> <td></td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>② 流動負債(千円)(n)</td> <td></td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>③ 固定資産(千円)(Q)</td> <td></td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>④ 総資本額(千円)(R)</td> <td></td> <td>1,600,000</td> </tr> </table>																	税引前当期利益(千円)(S)		5,000	① 流動資産(千円)(m)		1,500,000	② 流動負債(千円)(n)		1,000,000	③ 固定資産(千円)(Q)		100,000	④ 総資本額(千円)(R)		1,600,000	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width:5%;">29 営業年数等</td> <td style="width:30%;">① 創 業</td> <td style="width:30%;">H15 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間</td> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>③ 現 組 織 へ の 変 更</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>④ 営 業 年 数</td> <td>6 年</td> </tr> </table>												29 営業年数等	① 創 業	H15 年 4 月 1 日	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日	④ 営 業 年 数	6 年						
税引前当期利益(千円)(S)		5,000																																																								
① 流動資産(千円)(m)		1,500,000																																																								
② 流動負債(千円)(n)		1,000,000																																																								
③ 固定資産(千円)(Q)		100,000																																																								
④ 総資本額(千円)(R)		1,600,000																																																								
29 営業年数等	① 創 業	H15 年 4 月 1 日																																																								
	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで																																																								
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日																																																								
	④ 営 業 年 数	6 年																																																								
26 貸借対照表																	30 常勤職員の数																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">① 総資本純利益率 (S/R×100)</td> <td style="width:30%;"></td> <td style="width:30%;">0.3 (%)</td> </tr> <tr> <td>② 流 動 比 率 (m/n×100)</td> <td></td> <td>150.0 (%)</td> </tr> <tr> <td>③ 自 己 資 本 固 定 比 率 (P/Q×100)</td> <td></td> <td>230.3 (%)</td> </tr> </table>																	① 総資本純利益率 (S/R×100)		0.3 (%)	② 流 動 比 率 (m/n×100)		150.0 (%)	③ 自 己 資 本 固 定 比 率 (P/Q×100)		230.3 (%)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">(人)</td> <td style="width:20%;">① 技 術 職 員</td> <td style="width:20%;">② 事 務 職 員</td> <td style="width:20%;">③ そ の 他 の 職 員</td> <td style="width:20%;">④ 計</td> <td style="width:20%;">⑤ 役職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>112</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>135</td> <td>10</td> </tr> </table>												(人)	① 技 術 職 員	② 事 務 職 員	③ そ の 他 の 職 員	④ 計	⑤ 役職員等		112	11	12	135	10									
① 総資本純利益率 (S/R×100)		0.3 (%)																																																								
② 流 動 比 率 (m/n×100)		150.0 (%)																																																								
③ 自 己 資 本 固 定 比 率 (P/Q×100)		230.3 (%)																																																								
(人)	① 技 術 職 員	② 事 務 職 員	③ そ の 他 の 職 員	④ 計	⑤ 役職員等																																																					
	112	11	12	135	10																																																					
30 常勤職員の数																	※ ⑤は④の内数																																									

※斜文字は記入例

(様式1の3)

項目	記載要領
受付番号、業者コード	記入不要
23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	○建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について1～29の業務に対応する番号に「○」印を付すること。
24 自己資本額	○「直前決算時」の欄については、審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）における自己資本額を記載する。 ※千円未満は切り捨てること。 ※一般財団法人等については、後述の参考による。
24 自己資本額 ①株主資本	○「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申

項目	記載要領
	<p>込証拠金の額)</p> <p>○外資系企業の場合には、「①株主資本」の株主資本のうち外国資本の()内に外国資本の額を内数で記載する。</p> <p>○「① 株主資本」の株主資本のうち資本金欄の()内に払込済資本金の額を内数で記載する。</p> <p>○組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。</p> <p>○個人にあっては、「⑤ 計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載する。</p> <p>○個人(青色申告)の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下(P)も同じ金額が入る。</p> <p>○個人(白色申告)の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入する。</p>
24 自己資本額 ② 評価・換算差額等	<p>○「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損金、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
24 自己資本額 ③新株予約権	<p>○「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
24 自己資本額 ④株式引受権	<p>○「④ 株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
25 損益計算書	<p>○「税引前当期利益」欄には、当該金額を基準日直前の決算により記載する。</p> <p>○個人(青色申告)の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、青色申告特別控除前の所得金額を記入する。</p> <p>○個人(白色申告)の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※千円未満は切り捨てする。</p>
26 貸借対照表	<p>○「①流動資産」「②流動負債」「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、当該金額を基準日直前の決算により記載する。</p> <p>○個人(青色申告)の方は、確定申告書控えにある貸借対照表にある</p>

項目	記載要領
	<p>資産負債を分別し記入する。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※千円未満は切り捨てする。</p>
27 経営比率	<p>○「27 経営比率」の各欄には、以下のとおり求めた値を百分比で表し、小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値をそれぞれ記入してください。</p> <p>（ア）「①総資本純利益率」欄については、「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄に記載された額を、「26 貸借対照表」の「④総資本額」欄に記載された額で除して得た値</p> <p>（イ）「②流動比率」欄については、「26 貸借対照表」の「①流動資産」欄に記載された額を、「26 貸借対照表」の「②流動負債」欄に記載された額で除して得た値</p> <p>（ウ）「③自己資本固定比率」欄については、「24 自己資本額」の「④計(P)」欄に記入された額を、「26 貸借対照表」の「③固定資産」欄に記載された額で除して得た値</p>
28 外資状況	<p>○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。</p> <p>○「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。</p>
29 営業年数等	<p>○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間を右詰めで記載する。</p> <p>※1年未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができる。その場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付すること。</p> <p>証明できない場合は、様式1の1「19 設立年月日」に記載の年月日を記載すること。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合には消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
30 常勤職員の数	<p>○「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している職員のうち専ら測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その</p>

項目	記載要領
	<p>勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記載すること。 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者ははずしてカウントすること。</p> <p>○「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること。（なお、法人における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。）</p> <p>○「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。</p> <p><u>※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。</u>（「22 有資格者数」欄も同様）。</p> <p><u>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</u></p> <p>※該当の職員がいない場合は「0」を記入する。</p>

（参考）一般財団法人等における自己資本額

一般財団法人等の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」を見ながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	(うち外国資本)	(1)
	①株主資本	
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
④計	(4)	

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		基本財産	
(2)	(4)－(1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記(1)において、一般社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

(2) 業態調書

[様式2] 資本人的関係の確認

「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方

法等について」(平成27年3月17日付け国港総第494号〔最終改正 平成30年6月25日付け国港総第101号〕)により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、本調書に必要事項をご記入ください。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社等に関する事項(商号名称、本店住所等)
- 申請者の子会社等に関する事項(法人番号、商号名称)
- 申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等)
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項(商号名称、本店住所等)

※申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

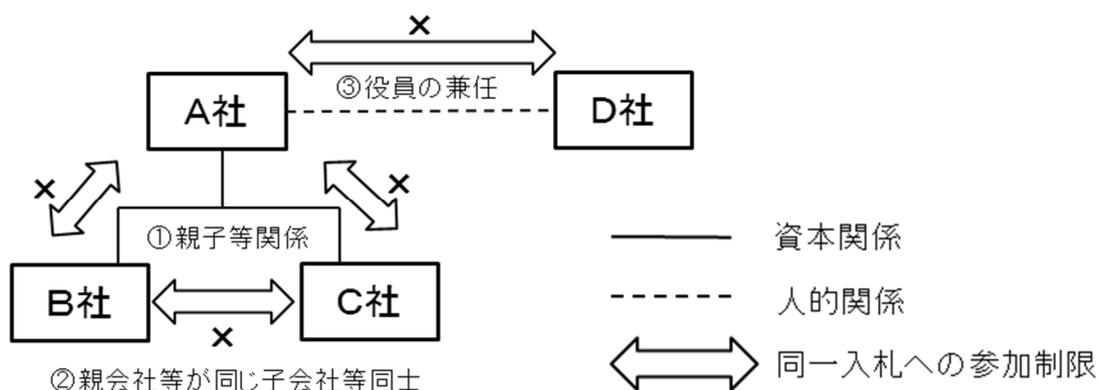
【基準】

- ①親会社等と子会社等の二者
- ②親会社等と同じくする子会社等同士
- ③役員の兼任
- ④その他(上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合)
(例) 組合(共同企業体(以下「JV」という。)を含む)とその構成員

※親会社「等」は、組合(JVを含む)及び個人を含む。

※子会社「等」は、組合(JVを含む)を含む。

イメージ図



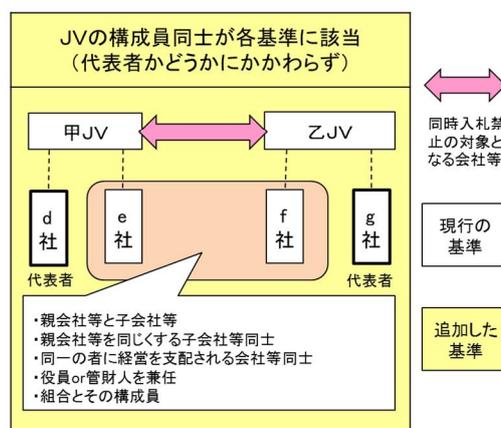
【詳細イメージ図（H29H30から着色部分が追加されております。）】

資本・人的関係のある者の同時入札禁止について(基準の一部改正)

資本関係		人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等を同じく する子会社等同士	役員or管財人を兼任	組合とその構成員 など

- 「経営を支配」とは
- ① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の計算で所有※1
 - ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ~ホいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超
 - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3
 - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - ニ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
 - ③ 自己所有等議決権割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
 (会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の2)



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(例) 組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

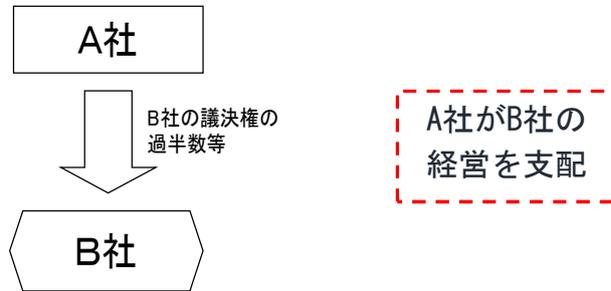
- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社
がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配してい
る法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で
定めるもの

ケース I (①親会社等と子会社等の関係)

A社は、B社の「親会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)及び個人を含む。)



B社は、A社の「子会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む))を含む。

(業態調書に記入する対象会社)

ケース I における業態調書への記入について、

A社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

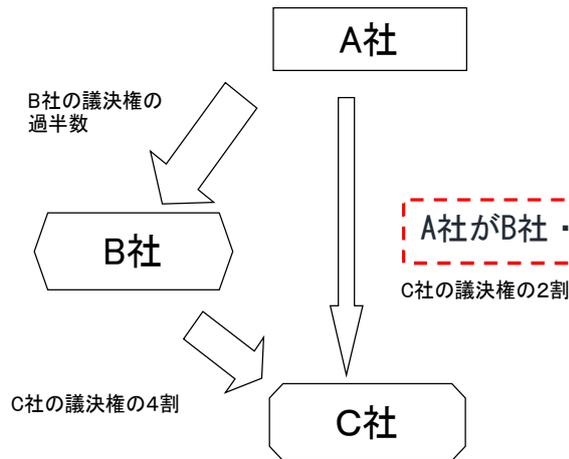
※以下、ケース II～ケース V の表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合	—	B社

※親会社等は地方整備局が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者に限らず、持株会社等(個人株主も含む)も記載対象となります。

※民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

ケース II (①親会社等と子会社等の関係)

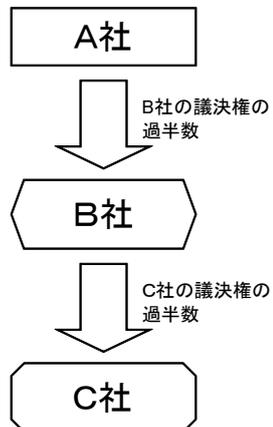


B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケース III (①親会社等と子会社等の関係)

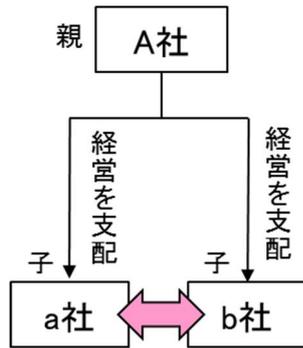


B社は、A社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

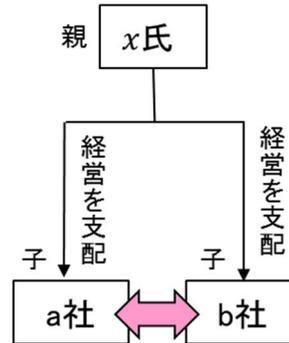
(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

ケース IV (②親会社等と同じくする子会社等同士の関係)



a社 b社は、親会社等と同じくする子会社等同士

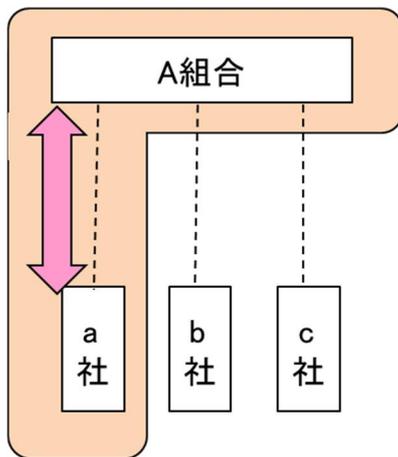


a社 b社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社	A社もしくは x 氏	-
b社	A社もしくは x 氏	-
A社	-	a社・ b社
x 氏	-	a社・ b社

ケース V (④その他 (組合とその構成員等))



組合の構成員(a社・b社・c社)は、資本人的関係の有無に関わらず、組合(A組合)を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入すること。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
<u>a社・b社・c社※</u>	A組合	-

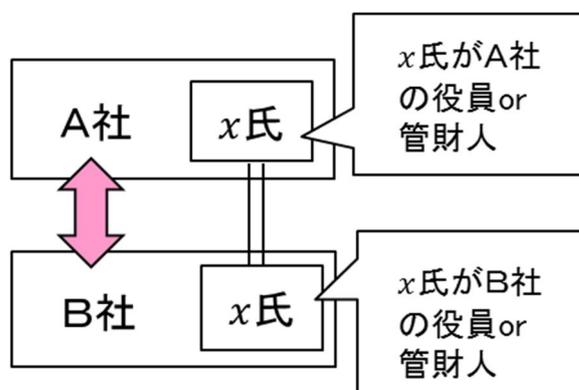
※JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準 (

ケース I ～ケース IV等) に該当する場合は同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任 関係】

○役員の定義

- ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④組合の理事
- ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



x氏が役員を兼任、x氏が役員と管財人を兼任及び
x氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

※更生会社、民事再生中の会社等を除く。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

<input type="text" value="※受付番号"/>	<input type="text" value="※業者コード"/>	様式2																																																																																																			
業 態 調 書 (測 量・調 査 及 び 建 設 コン サ ル タ ン ト 等)																																																																																																					
<p>該当の有無について 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/></p> <p>資本関係に関する事項</p> <p>親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合</p> <p>1 法人番号 <input type="text" value="000000000000"/> 本店電話番号(代表) <input type="text" value="00-0000-0000"/> 組合を記載した場合 親会社等 <input checked="" type="checkbox"/> 所属する組合 <input type="checkbox"/></p> <p>更生会社・再生手続中の会社 <input type="checkbox"/> 商号又は名称 <input type="text" value="(株)東京建設コンサルタント"/></p> <p>本店住所 <input type="text" value="東京都千代田区東京2-1-1"/></p> <p>親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合</p> <p>2 法人番号 <input type="text" value="111111111111"/> 本店電話番号(代表) <input type="text" value="11-1111-1111"/> 組合を記載した場合 親会社等 <input type="checkbox"/> 所属する組合 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>更生会社・再生手続中の会社 <input type="checkbox"/> 商号又は名称 <input type="text" value="(業)千代田測量組合"/></p> <p>本店住所 <input type="text" value="東京都千代田区東京3-2-2"/></p> <p>子会社等(会社法第2条第3号の2の規定によるもの)</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">法人番号</th> <th style="width:25%;">商号又は名称(40文字以内)</th> <th style="width:25%;">法人番号</th> <th style="width:25%;">商号又は名称(40文字以内)</th> </tr> <tr> <td>1 <input type="text" value="222222222222"/></td> <td><input type="text" value="(株)震*関測量"/></td> <td>11 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>2 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>12 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>3 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>13 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>4 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>14 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>5 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>15 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>6 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>16 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>7 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>17 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>8 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>18 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>9 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>19 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>10 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td>20 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>役員の兼任に関する事項</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:25%;">氏名</th> <th style="width:25%;">兼任先の法人番号</th> <th style="width:25%;">兼任先の商号又は名称(40文字以内)</th> <th style="width:10%;">兼任先での役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 代表取締役</td> <td><input type="text" value="千代田 太郎"/></td> <td><input type="text" value="222222222222"/></td> <td><input type="text" value="(株)震*関測量"/></td> <td><input type="text" value="取締役イ"/></td> </tr> <tr> <td>2 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>3 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>4 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>5 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>6 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>7 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>8 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>9 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>10 <input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>【記載要領】</p> <ol style="list-style-type: none"> 本調書は、申請日現在で作成すること。 資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社等については地方整備局(港湾空港関係)が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。 役員の兼任に関する事項については、地方整備局(港湾空港関係)が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記のとおり。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イ～ニに掲げる者以外の取締役 			法人番号	商号又は名称(40文字以内)	法人番号	商号又は名称(40文字以内)	1 <input type="text" value="222222222222"/>	<input type="text" value="(株)震*関測量"/>	11 <input type="text"/>	<input type="text"/>	2 <input type="text"/>	<input type="text"/>	12 <input type="text"/>	<input type="text"/>	3 <input type="text"/>	<input type="text"/>	13 <input type="text"/>	<input type="text"/>	4 <input type="text"/>	<input type="text"/>	14 <input type="text"/>	<input type="text"/>	5 <input type="text"/>	<input type="text"/>	15 <input type="text"/>	<input type="text"/>	6 <input type="text"/>	<input type="text"/>	16 <input type="text"/>	<input type="text"/>	7 <input type="text"/>	<input type="text"/>	17 <input type="text"/>	<input type="text"/>	8 <input type="text"/>	<input type="text"/>	18 <input type="text"/>	<input type="text"/>	9 <input type="text"/>	<input type="text"/>	19 <input type="text"/>	<input type="text"/>	10 <input type="text"/>	<input type="text"/>	20 <input type="text"/>	<input type="text"/>	役職名	氏名	兼任先の法人番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職	1 代表取締役	<input type="text" value="千代田 太郎"/>	<input type="text" value="222222222222"/>	<input type="text" value="(株)震*関測量"/>	<input type="text" value="取締役イ"/>	2 <input type="text"/>	3 <input type="text"/>	4 <input type="text"/>	5 <input type="text"/>	6 <input type="text"/>	7 <input type="text"/>	8 <input type="text"/>	9 <input type="text"/>	10 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																
法人番号	商号又は名称(40文字以内)	法人番号	商号又は名称(40文字以内)																																																																																																		
1 <input type="text" value="222222222222"/>	<input type="text" value="(株)震*関測量"/>	11 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
2 <input type="text"/>	<input type="text"/>	12 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
3 <input type="text"/>	<input type="text"/>	13 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
4 <input type="text"/>	<input type="text"/>	14 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
5 <input type="text"/>	<input type="text"/>	15 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
6 <input type="text"/>	<input type="text"/>	16 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
7 <input type="text"/>	<input type="text"/>	17 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
8 <input type="text"/>	<input type="text"/>	18 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
9 <input type="text"/>	<input type="text"/>	19 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
10 <input type="text"/>	<input type="text"/>	20 <input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																		
役職名	氏名	兼任先の法人番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職																																																																																																	
1 代表取締役	<input type="text" value="千代田 太郎"/>	<input type="text" value="222222222222"/>	<input type="text" value="(株)震*関測量"/>	<input type="text" value="取締役イ"/>																																																																																																	
2 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
3 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
4 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
5 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
6 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
7 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
8 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
9 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	
10 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																																																	

※斜文字は記入例

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
該当の有無について	○該当する項目に「レ」を付してください。 ○該当する者が無い場合には、「無」に「レ」を付してください。
親会社等・所	○申請者の親会社等・所属する組合について記入する。組合を記載した

項目	記載要領									
属する組合	<p>場合は、当該組合が親会社等の場合には親会社等欄に「レ」を付し、所属する組合の場合には所属する組合欄に「レ」を付すこと。</p> <table border="1" data-bbox="379 369 1426 474"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 369 667 403">(A組合を記載した場合の記入例)</th> <th data-bbox="667 369 1005 403">A組合が親会社等である</th> <th data-bbox="1005 369 1426 403">A組合が親会社等でない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 403 667 436">A組合に所属している</td> <td data-bbox="667 403 1005 436">親会社等に☑、所属する組合に☑</td> <td data-bbox="1005 403 1426 436">所属する組合に☑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 436 667 474">A組合に所属していない</td> <td data-bbox="667 436 1005 474">親会社等に☑</td> <td data-bbox="1005 436 1426 474"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※親会社等（組合（JVを含む）及び個人を含む）は地方整備局が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等の業種区分・業務内容を営む者に限らず、持株会社等（個人株主を含む）も記載の対象となります。</p> <p>※申請者が組合に所属している場合は、資本人的関係の有無に関わらず当該組合について記載すること。</p> <p>※親会社等・所属する組合が3社以上ある場合には、様式2を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての親会社等について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがありますので注意してください。</u></p> <p>※該当する親会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。</p>	(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない	A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑	A組合に所属していない	親会社等に☑	
(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない								
A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑								
A組合に所属していない	親会社等に☑									
親会社等 －法人番号	<p>○親会社等の法人番号を記載する。</p> <p>○親会社等が個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しない。</p>									
親会社等・所属する組合 －本社(店)電話番号 （代表）	<p>○親会社等・所属する組合の代表の電話番号を記入する。</p> <p>○親会社等が個人である場合は、記載を要しない。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。</p>									
親会社等・所属する組合 －更生会社・再生手続き中の会社	<p>○当該親会社等が会社更生法第2条第7項に規定する<u>更生会社</u>（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する<u>再生手続き中の会社</u>（以下「再生手続き中の会社」という。）である場合には、「○」印を付す。</p>									
親会社等・所属する組合 －商号又は名称	<p>※<u>該当する親会社等・所属する組合がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。</u></p> <p>○親会社等・所属する組合の商号又は名称を記入する。</p> <p>○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の氏名を記入する。氏名については、姓と名前との間は1文字あけること。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、3文字として記入する（『（ 』、『 ） 』をそれぞれ一文字として記入する。）。</p>									

項目	記載要領																																									
	<table border="1" data-bbox="395 282 1369 678"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>経常建設共同企業体</td> <td>(共)</td> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="395 685 1417 757">○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。</p>						種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	経常建設共同企業体	(共)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																					
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																					
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																					
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																					
経常建設共同企業体	(共)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)																																					
公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)																																							
親会社等・所属する組合 一本社（店） 住所	<p data-bbox="395 770 624 801">○左詰めで記載。</p> <p data-bbox="395 808 1299 840">○丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。</p> <p data-bbox="395 846 1417 965">○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。</p> <p data-bbox="395 972 1417 1043">○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の住所を記載する。<u>（都道府県・市区町村までの記載とする）</u></p>																																									
子会社等	<p data-bbox="395 1061 943 1093">○申請者の子会社等について記入する。</p> <p data-bbox="395 1099 1417 1171">※地方整備局（港湾空港関係）が発注する測量・調査、建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を記載の対象とする。</p> <p data-bbox="395 1178 975 1209">※ただし、有資格者であるかを問わない。</p> <p data-bbox="395 1216 1417 1379">※子会社等が21社以上ある場合には、様式2を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての子会社等について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがありますので注意してください。</u></p> <p data-bbox="395 1386 1417 1550">※<u>更生会社又は再生手続き中の会社等でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。（記入の対象外であった場合も当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。）</u></p> <p data-bbox="395 1556 1417 1628">※<u>該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。</u></p>																																									
子会社等 －法人番号	<p data-bbox="395 1644 879 1675">○子会社等の法人番号を記載する。</p> <p data-bbox="395 1682 1394 1713">○子会社等が法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しない。</p>																																									
子会社等 －商号又は名称	<p data-bbox="395 1722 1417 1794">※<u>該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載する。</u></p> <p data-bbox="395 1800 1394 1832">○子会社等の商号又は名称のうち、<u>初めから40文字分のみ</u>記入する。</p> <p data-bbox="395 1839 1417 1957">○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社等－商号又は名称欄の説明を参照の上、全角文字として記入する（『（』、『）』をそれぞれ一文字として記入する。）。</p>																																									
役員の兼任	<p data-bbox="395 1968 1406 2000">○申請者の役員のうち、地方整備局（港湾空港関係）が発注する測量・</p>																																									

項目	記載要領
	<p>調査、建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者（ただし、有資格者であるかは問わない。）の役員を兼任している役員（以下「兼任役員」という。）について記入する。</p> <p>※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社等で、「<u>代表取締役</u>」又は「<u>取締役</u>」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記載しないこと。（ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。）</p> <p>※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載する。</p> <p>※役員が11人以上ある場合には、様式2を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての兼任役員について記載すること。記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがありますので注意してください。</p>
役員 の兼任 一役職名	<p>○兼任役員の申請者における役職を記入する。</p> <p>○「<u>代表取締役</u>」、「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」、「<u>取締役ホ</u>」、「<u>執行役</u>」、「<u>業務執行社員</u>」、「<u>理事</u>」、「<u>管財人</u>」、又は「<u>その他</u>」のいずれかを記入する。</p> <p>※役員が名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。 例) 代表取締役社長 → 「代表取締役」、専務取締役 → 「取締役」</p> <p>※指名委員会等設置会社における取締役（後述「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。 「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」及び「<u>取締役ニ</u>」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」及び「<u>取締役ニ</u>」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」及び「<u>取締役ホ</u>」の内容は下記の通りです。</p> <p>取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役</p> <p>※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※「監査役」「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。</p> <p>※「理事」には理事長を含む。</p>
役員 の兼任 一氏名	<p>※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載する。</p> <p>○兼任役員の氏名を記入する。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>

項目	記載要領																																				
役員 <small>の兼任</small> <small>－兼任先の法人番号</small>	○兼任役員 <small>の兼任先の法人番号</small> を記載する。 ○兼任役員 <small>の兼任先が法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しない</small> 。																																				
役員 <small>の兼任</small> <small>－兼任先の商号又は名称</small>	○兼任役員 <small>の兼任先の商号又は名称のうち、初めから40文字分のみ</small> を記入する。 ○左詰めで記載。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入する（『（』、『）』をそれぞれ一文字として記入する。）。 <table border="1" data-bbox="395 622 1385 1016"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>経常建設共同企業体</td> <td>(共)</td> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	経常建設共同企業体	(共)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
経常建設共同企業体	(共)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)																																
公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)																																		
役員 <small>の兼任</small> <small>－兼任先での役職</small>	○兼任役員 <small>の兼任先における役職</small> を記入する。 ○ <u>「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、「その他」のいずれかを記入する</u> 。 ※役員 <small>の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください</small> 。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役（「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。 <u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通りです。</u> 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役																																				

程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 7 条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、提出を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

項目	記載要領
受付番号・業者コード	記入不要
業種	○登録を希望する業種毎に作成し、様式1の2「22 有資格者数」欄に記載した資格を有する者について、法令による免許等の名称ごとに記載すること。（一級建築士、二級建築士…ごと） ※名称ごとに記載していない場合、再提出を求める場合がある。
氏名	○技術者の氏名を記載する。
法令による免許等	○審査基準日までに業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載する。 ○「法令による免許等」は、様式1の2「22 有資格者数」欄に記載の資格に限られる。 （例）○○建築士、○○土木施工管理技士 ※技術士については、必ず部門と選択科目を明記すること。 （例）技術士（総合技術監理部門（地質）） 以下の部門は選択科目の明記は不要とする。 【電気電子部門、機械部門、情報工学部門】 ※できるだけ資格毎に連記すること。
実務経歴	○最近のものから記載し、純粹に当該業種区分の業務に従事した職種及び地位を記載する。 ○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）時点における経験年月数を記載すること。

	名称の欄には「丸の内支店」と記入してください。 ○支店・営業所の名称は重複しないこと。
項目	記載要領
所在地	○都道府県名から記載する。 ○丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載する。
電話番号 F A X 番号	○上段に電話番号を記載する。 ○下段にF A X 番号を記載する。 ○左詰めで記載すること。 ○市外局番、市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切る。 ○F A X 番号がない場合は、「なし」と記載。
営業区域	その営業所が営業する区域について、下記より該当するコードを記載する。

コード	都道府県										
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(5) 添付書類

以下の添付書類のうち証明書等については、発行日から3ヶ月以内のものとします。
また、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。

① 「登録証明書等」（写しでも可）

様式1の1「18 登録等を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官署が発行する証明書となりますが、登録を希望しない業種に係るものについては提出をする必要はありません。

（提出の省略）

※ 申請者が測量・調査を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、提出を省略できます。

また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登

録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、提出を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

②「登記事項証明書等」（写しでも可）

法人の場合には、登記事項証明書又は履歴（現在）事項証明書（写しでも可）を提出してください。

申請者が個人である場合、提出は不要です。

（提出の省略）

※ 申請者が測量・調査を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、提出を省略できます。

また、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 7 条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 7 条又は補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 7 条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、提出を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

③「財務諸表類」

申請日の直前における財務諸表類（1 年分）を提出してください。

【法人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書及び注記表(消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること)

【個人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

※ 資格審査受付期間中に審査基準日を含む1年の事業年度の財務諸表類の調整が完了しない場合には、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表類を提出してください。

設立後に決算期を迎えていない場合は、設立時の貸借対照表を提出してください。設立後に決算期を迎えていない場合で、設立時の貸借対照表を提出できない場合は、自己資本額欄は0を記載してください。

(提出の省略)

※ 申請者が測量・調査を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類(財務に関する報告書)の写しの提出があれば、提出を省略できます。

また、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第7条、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第7条又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、提出を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類(財務に関する報告書)の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

④「納税証明書その3等」(写し)

平成11年11月、国税庁より、消費税(地方消費税を含む。)の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、平成13・14年度を有効とする国土交通省地方整備局の

競争参加資格審査（建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等）から添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

※電子メール・文書持参・文書郵送方式において「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

※国税庁から発行される電子納税証明書には対応していません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。	○	○

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※できる限り「◎」の付いた証明書を提出してください。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

※納税証明書の証明内容は、必ず、「…未納の税額はありません」という記載がされていること。

- ③ 有効な納税証明書年月日
証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のもの

- ④ 提出方法
申請書類に添付して提出してください。

(参 考)

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)・・・個人の場合
(「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

納税証明書

(その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者氏名

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

- ※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- 法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
- ※ 未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
（その3・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

税について未納の税額はありません

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(6) 委任状

申請代理人により代理申請する場合のみ提出してください。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものを提出してください。

【委任状の条件】

- ①委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ②委任の範囲が具体的に記載してあること。
※ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。
- ③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④委任者・受任者の氏名及び住所の記載があること。

(委任状の例)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">委 任 状</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">受 任 者 住 所 登 録 番 号 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">私は上記の者を代理人と定め、国土交通省地方整備局の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請について次の権限を委任します。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">委任事項</p> <ul style="list-style-type: none">1. 申請書類の作成1. 申請代理1. 記載事項の訂正 <p style="margin: 10px 0 0 20px;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px; text-align: right;">委 任 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>
--

その他

○資格の決定通知書は、申請者本人に郵送されます。（代理受領はできません。）

○従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください。(申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。)

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

代行の場合は、申請書の作成及び提出のみを対象とするため、申請内容に関する確認は申請企業へ行うこととなります。

申請内容に関する問い合わせ対応を行政書士等が行う場合は、代理として取り扱うため、委任状の提出をお願いします。

申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいいます。申請者はあくまで本人であり、申請書の記名は申請者本人のものが必要となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成 13 年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

(7) 受付通知票

文書郵送方式により提出する場合には、1部提出してください。

※ 通常はがき又は切手を貼付した葉書(48ページ参照)を申請書類と併せて1部提出してください。

※ 通常はがき又は切手を貼付した葉書の提出がない場合は、受付通知書の送付ができません。

※ また、葉書には送付先(住所、申請者(法人)名等)を表面に必ず記載してください。

(8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

①申請書類中に外国語で記載された事項がある場合には、日本語の訳文を添付してください。

②申請書類中に記載する金額は、基準日における出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により、邦貨に換算して得た額を用

いてください。

- ③申請書（様式1の1）の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記入は不要です。

Ⅲ 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。それ以降でも、国土交通省地方整備局（港湾空港関係）が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

1 申請方法

受付ごとの申請方法は以下のとおりです。

定期受付…「インターネット方式」「文書郵送方式」「電子メール方式」
※定期受付では、「文書郵送方式」及び「電子メール方式」は、原則として受け付けることはできません。ただし、「インターネット方式」では対応していない申請（下記※印）に限り受け付けます。「文書持参方式」は、受け付けることはできません。詳しくは、各機関までお問い合わせください（別表3参照）。
随時受付…「文書郵送方式」「電子メール方式」「文書持参方式」

(1) 定期受付（2年に1回実施）

① インターネット方式

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

インターネット方式については、「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]」をご確認ください。

※インターネット方式で対応していない場合

次に該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。

- ・会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再決定を受けていない場合。

② 文書持参方式

定期の競争参加資格審査については、受け付けることはできません。

③ 文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

定期の競争参加資格審査については、原則として受け付けることはできません。

インターネット方式では対応していない申請（上記※印参照）に限り文書郵送方式又は電子メール方式での申請を受け付けることができます。詳しくは、各機関までお問い合わせください（別表3参照）。

文書郵送方式の受付期間

令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※令和7年1月15日（水）までの消印のあるものが有効となります。

※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

提出先

申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課あてに郵送してください（別表3参照）。

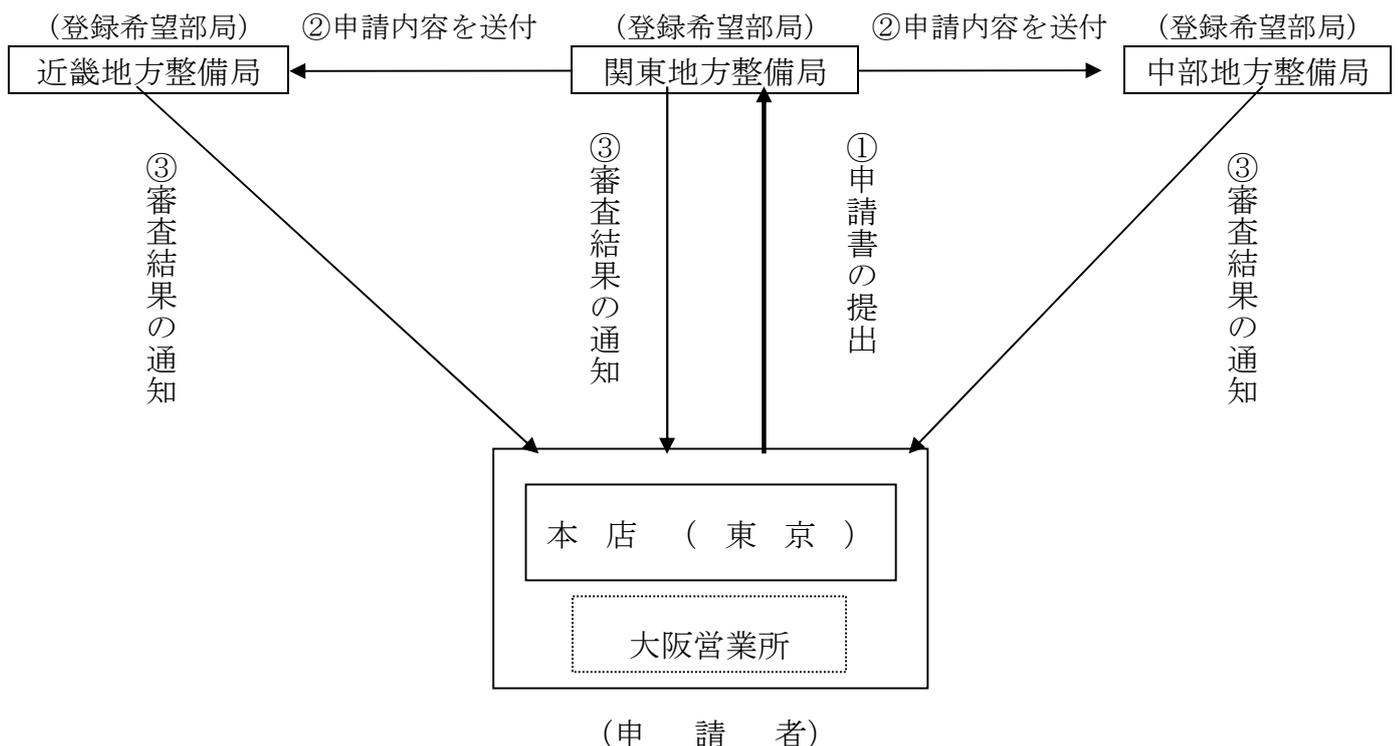
【定期受付における提出先】

※ 資格審査申請書の提出先は、受付担当部局に登録を希望するか否かにかかわらず、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の1ヶ所だけであり、申請書類の提出部数は正1部です。

（例）書類の提出先と流れ

《本店所在地が東京都で大阪市に営業所があり、関東、中部、近畿の各地方整備局に登録を希望する場合の提出先》

①～③の番号は、順序を示しています。



- ※ 本店が東京都の場合、関東地方整備局が「受付担当部局」となり、その他の地方整備局は「登録希望部局」となります。
- ※ 上記の相関関係及び提出部数1部のみについては、定期・随時とも同様の取扱いとなります。

郵送方法

書留郵便

- ※普通郵便ではなく、必ず書留郵便で送付してください。
- ※申請書類郵送の封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。
- ※通常はがき又は切手を貼付した葉書（48ページ参照）を申請書類と併せて1部提出してください（受付通知票として取り扱います）。
- ※通常はがき又は切手を貼付した葉書の提出がない場合は、受付通知票の送付ができません。
- ※また、葉書には送付先（住所、申請者（法人）名等）を表面に必ず記載してください。

注意事項

※必ず下記事項を確認の上申請してください。

- ①申請書類一式の写しを資格決定通知が届くまでは、必ず保管しておいてください。
※追加業務を希望されるような場合等、必要となる場合があります。
- ②郵送後2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の通知がない場合には受付担当部局にお問合せください。
- ③申請書類に不備等があった場合には、「不受理通知」を発送します。「不受理通知」を受け、既申請内容補正を希望する方については受付担当部局に補正した申請書類を提出していただくこととなります。なお、受付担当部局指示による所定期間内に受付担当部局に補正した申請書類を提出していただかないと定期受付での競争参加資格の決定はできなくなります。
- ④決定後に郵送される決定通知書については、紛失等しないように決定期間内は、大切に保管してください。

受付通知票
(表)

郵便はがき

切手 -

送付先 (住所等) を必ず記載
してください。

〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇

(株) △△測量 御中

切手を必ず貼付してください。

送付先 (住所等) を必ず記載
してください。

(裏)

空 欄

④ 電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

定期の競争参加資格審査については、原則として受け付けることはできません。
インターネット方式では対応していない申請（45ページ参照）に限り、文書郵送方式又は電子メール方式での申請を受け付けることができます。詳しくは、各機関までお問い合わせください（別表3参照）。

受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※最終日の16時までに受信したものが有効となります。

※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

提出先

申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局総務部経理調達課所定のメールアドレス（別表3参照）あてに提出してください。

※メールを送信後、必ず表記載の電話番号へ申請メール送信の連絡をしてください。電話連絡がない場合は申請を受理できません。

提出方法

- ・申請書以外の添付書類はスキャナー等を使用してPDFにしたものを提出してください。
- ・メール件名を「（会社名等）資格申請書類の提出」と記載してください。
- ・メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。
- ・受付通知票の提出は必要ありません。申請が受理されると申請書送信元メールアドレスあてに受付通知メールが送付されます。

注意事項 ※必ず下記事項を確認の上申請してください。

- ①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。20MBを超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。
- ②電子メール方式により申請する場合には、受付通知は申請書の送信元メールアドレスあてに電子メールにてお知らせします。
- ③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。
- ④申請書類一式を決定期間内は、必ず保管しておいてください。
※追加業種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。
- ⑤最新バージョンのウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行ってから送信してください。

別表 3

受 付 担 当 部 局

地方整備局「港湾空港関係」

受付担当部局	住 所	TEL	メールアドレス	管轄県
①東北地方整備局 総務部経理調達課	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟9F	022-716-0013	pa.thr- tohokushikaku@ki .mlit.go.jp	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
②関東地方整備局 総務部経理調達課	〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7413	pa.ktr- keichou@mlit.go. jp	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
③北陸地方整備局 総務部経理調達課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025-370-6650	pa.hrr- hokurikushins@gx b.mlit.go.jp	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
④中部地方整備局 総務部経理調達課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル	052-209-6317	pa.cbr- keiyakukanri@mli t.go.jp	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
⑤近畿地方整備局 総務部経理調達課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-7576	pa.kkr- keiyakukanri@gxb .mlit.go.jp	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
⑥中国地方整備局 総務部経理調達課	〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド [®] 白島ビル	082-511-3903	pa.cgr- choutatsu@mlit.g o.jp	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下関市を 除く）
⑦四国地方整備局 総務部経理調達課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8304	pa.skr-skcc- i88s3@ki.mlit.go .jp	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
⑧九州地方整備局 総務部経理調達課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2- 10-7 福岡第二合同庁舎	092-418-3345	kyusyusikaku- s89kk@mlit.go.jp	山口県（下関市の み） 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

(2) 随時受付 (定期受付終了後(令和7年1月16日以降)、随時実施)

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（電子メール方式、文書郵送方式又は文書持参方式）を受け付けます。

※ 随時申請はインターネット方式で行うことはできません。

資格の有効期間：資格の決定日～令和9年3月31日

※ **定期受付期間中の文書郵送及び電子メール（インターネット方式で対応していない申請を除く）、又は文書持参による申請は原則廃止としていますので、定期受付期間中に当該方法により申請された際には定期受付ではなく、随時受付による申請として取り扱い、資格決定日は定期受付の決定日より後日となりますので、ご注意ください。**

提出先

申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課に提出してください（別表3参照）。

- ※ 他の地方整備局（港湾空港関係に限る）へ登録を希望する場合でも本店所在地を受付担当部局とする地方整備局（港湾空港関係に限る）に提出すれば登録できます。
- ※ 手続きの詳細については、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の窓口へお問い合わせください（別表3参照）。
- ※ 合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生に伴う再申請等についても随時受付を行っておりますので上記地方整備局の窓口まで相談ください。

その他

提出部数は、正1部です（登録希望部局数に関わりありません）。

提出書類は、定期受付と同一の書類となります。

提出方法や注意事項は定期受付と同様です。該当する箇所をご確認ください。

※申請書は、下記URLのホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(3) 申請に当たっての注意事項

① 重複申請の無いよう、注意してください。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、電子メール、郵送又は持参（持参は随時申請時のみ）のいずれか1つの方法により行ってください。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。電子メール、郵送、持参のうち複数で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優

先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないこともあります。

② 虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をした場合又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されること
があります。

なお、決定後に営業に関し法律上必要となる資格等が無くなった場合には速やかに変更届（55 ページ参照）を提出してください。

③ 一度申請した資格審査書類は、原則修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請してください。

④ 申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

資格審査は有効期間内での決定を一度受けると、欠格要件や合併・譲渡、会社更生
生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う資格の再決定等に該当しない限り
有効であり、令和7・8年度資格審査の有効期間は令和9年3月31日までとなります
す。

なお、資格決定の取り下げは、申請者の自由です。（事後に不利益を生じるよう
なことは一切ありません。）ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、決定を受
けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の
申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格決定を受ける前であっても、当該申請
を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは
認められませんのでご注意ください。（ただし、インターネット方式における確定
前での一定期間内の申請書データの取消は除きます。）

⑤ 申請の際に使用する文字は J I S 第一水準・第二水準のみです。

申請の際に使用する文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものに限り
ます。それ以外の文字については、類似漢字もしくは仮名に書き換えてください。

例：高（はしご高）⇒「高」や「たか」、崎（たて崎）⇒「崎」や「ざき」

IV 審査結果の通知

資格審査の結果は、希望したそれぞれの地方整備局から直接申請者へ「資格決定通知書」
により通知されます。決定通知書には、登録業種区分及びその等級、有効期間などが記載
されています。

※定期受付においては、令和7年3月末までに送付します。

V 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、下記(1)1)2)の変更等が生じた場合には、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・調査及び建設コンサルタント等）」により、変更等の届出をしてください。

提出先等

申請書の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局総務部経理調達課への郵送又は持参もしくは、地方整備局総務部経理調達課所定のメールアドレス（別表3参照）あてに提出してください。

受付担当部局以外の各登録部局への提出は必要ありません。

(1) 変更等の届出が必要な場合

- 1) 申請者又は競争に参加する資格があると決定された方（以下「有資格業者」という。）が次に該当し、決定（一部を含む）を取り下げる場合

該当事項
① 死亡したとき
② 法人が合併により消滅したとき
③ 法人が破産により解散したとき
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
⑤ 測量業等を廃業したとき（一部廃業も含む。）
⑥ 予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条に該当する者になったとき
⑦ 営業に関し法律上必要な資格等を有しない者になった時
⑧ その他の事由により決定を取り下げる場合

- 2) 有資格業者が下表に掲げる事項を変更した場合

特に、資本・人的関係に変更があった場合や、親会社等や子会社等が新たに出来た場合、新たに組合に加入した場合など、資本人的関係（19 ページ参照）が新たに出来た場合は、業態調書（様式2）の提出が必要となりますので、十分ご注意ください。

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）

	登録の状況（ただし、許可更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	登録等の証明書（写しでも可）
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届等、法人設立（異動）届等の申請書等）（写しでも可）など、いずれかひとつ
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届等、法人設立（異動）届等の申請書など、いずれかひとつ（写しでも可））
	営業所の閉鎖	なし
	業態調書（様式2）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書（様式2）
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）
	業態調書（様式2）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	なし

※上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

（例）代表者印の変更、支店長等の変更、市町村合併に伴う住所の変更等

(2) 変更届の提出方法

【変更届提出にあたっての注意事項】

- ※ 変更等の届出は電子メール、郵送又は持参にて提出してください（インターネット方式で行うことができません）。
- ※ 定期受付においてインターネット一元受付を利用して登録された方であっても、変更届は電子メール、郵送又は持参にてそれぞれの受付担当部局へ提出してください。
- ※ 受付担当部局以外の各登録部局への提出は必要ありませんが、複数の部局に登録している場合には、変更届に「別表」を必ず添付してください。
- ※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、証明年月日が申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

- ※ 営業所の新設の変更届を出す場合は、「その営業所が営業する区域について該当するコード（35 ページ コード表参照）」を記載すること。
- ※ 行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名等をしてください。代理申請の場合、委任状が必要となります。（委任状様式は、43 ページを参照ください）
また、代行と代理の区別については、44 ページを確認してください。
- ※ 資格決定を受けた後、登録部局や希望業種区分を追加することはできますが、登録部局や希望業種区分の追加は、新規扱いとなりますので、変更届ではなく、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付担当部局に提出する必要があります。

郵送で提出する際の注意事項 ※必ず下記事項を確認の上提出してください。

- ・変更届を文書郵送方式で提出する場合で、受付印が押印された変更届の控え（写し）の郵送を希望される場合は、変更届の控え（写し）及び返信用封筒（切手を貼付するなどしたもの）を同封してください。

電子メールで提出する際の注意事項 ※必ず下記事項を確認の上提出してください。

- ① メール送信後、必ず表記載の電話番号へ申請メール送信の連絡をしてください。電話連絡がない場合は申請を受理できません。
- ② 添付書類はスキャナー等を使用して PDF にしたものを提出してください。
- ③ 添付書類のデータサイズが 20MB を超える場合、受付側でメールを受信できません。20MB を超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。
- ④ 添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 変更届を電子メールで提出する場合、電子メールにて受付けた旨の通知を行います。
- ⑥ 変更届を電子メールで提出する場合、メール件名を「（会社名等）変更届の提出」と記載してください。
- ⑦ メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。
- ⑧ 最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

(3) 変更届の様式及び作成方法

- ※「変更届」（別表を含む）の書式については、下記URLのホームページからダウンロードができます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html>

一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届 (測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和 年 月 日 ← 申請日を記載してください。

〇〇地方整備局副局長 殿

登録部局が複数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表を添付してください。

※複数部局があつて別表未提出の場合変更手続き処理を行うことができませんので必ず提出して下さい。

申請先を記載してください。受付局が四国地方整備局あての場合は「〇〇地方整備局次長」、上記以外の地方整備局が受付局の場合は「〇〇地方整備局副局長」と記載してください。

登録部局名 〇〇地方整備局
登録業種名 測量・調査、建設コンサルタント等
資格決定通知書の決定年月日・業者コード 令和 年 月 日

住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
(株)〇〇測量
代表取締役 千代田 太郎
担当者氏名 千代田 三郎(〇〇課)
担当者電話番号 ■■■-■■■■-■■■

担当者の名前(フリガナも記載)
担当者の電話番号を記載してください。
(※変更届の作成者の名前・連絡先)

変更後の内容を記載してください。

下記のとおり変更があつたので届出をします。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
商号	バツバツクリョウ (株)XX測量	マルマルクリョウ (株)〇〇測量	令和〇〇年〇〇月〇〇日
代表者氏名	ケンセツ タロウ 建設 太郎	チヨダ タロウ 千代田 太郎	令和〇〇年〇〇月〇〇日
本店住所	〒100-□□□□ マルマルクマルマル 東京都〇〇区〇〇2-1-3	〒100-8918 チヨダク カスミ セキ 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和〇〇年〇〇月〇〇日
電話番号	△△-△△△△-△△	□□-□□□□-□□	令和〇〇年〇〇月〇〇日

2. 変更事項にかかる添付書類名

登録証明書(写し)、登記事項証明書

営業所の新設を届け出る場合は、営業所の営業区域も記載してください。

添付書類は、提出日から遡って3ヶ月以内のもの
変更届書等の他に提出した添付書類は、必ず受領印があるもの
(無いと作成しただけの、未提出だとみなされる)

<参考>
行政書士等が代理申請する場合は、欄外の余白に申請代理人の住所、電話番号及び氏名を記載してください。この場合、委任状が必要となります。

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を変更する場合には、フリガナを記載すること

別表

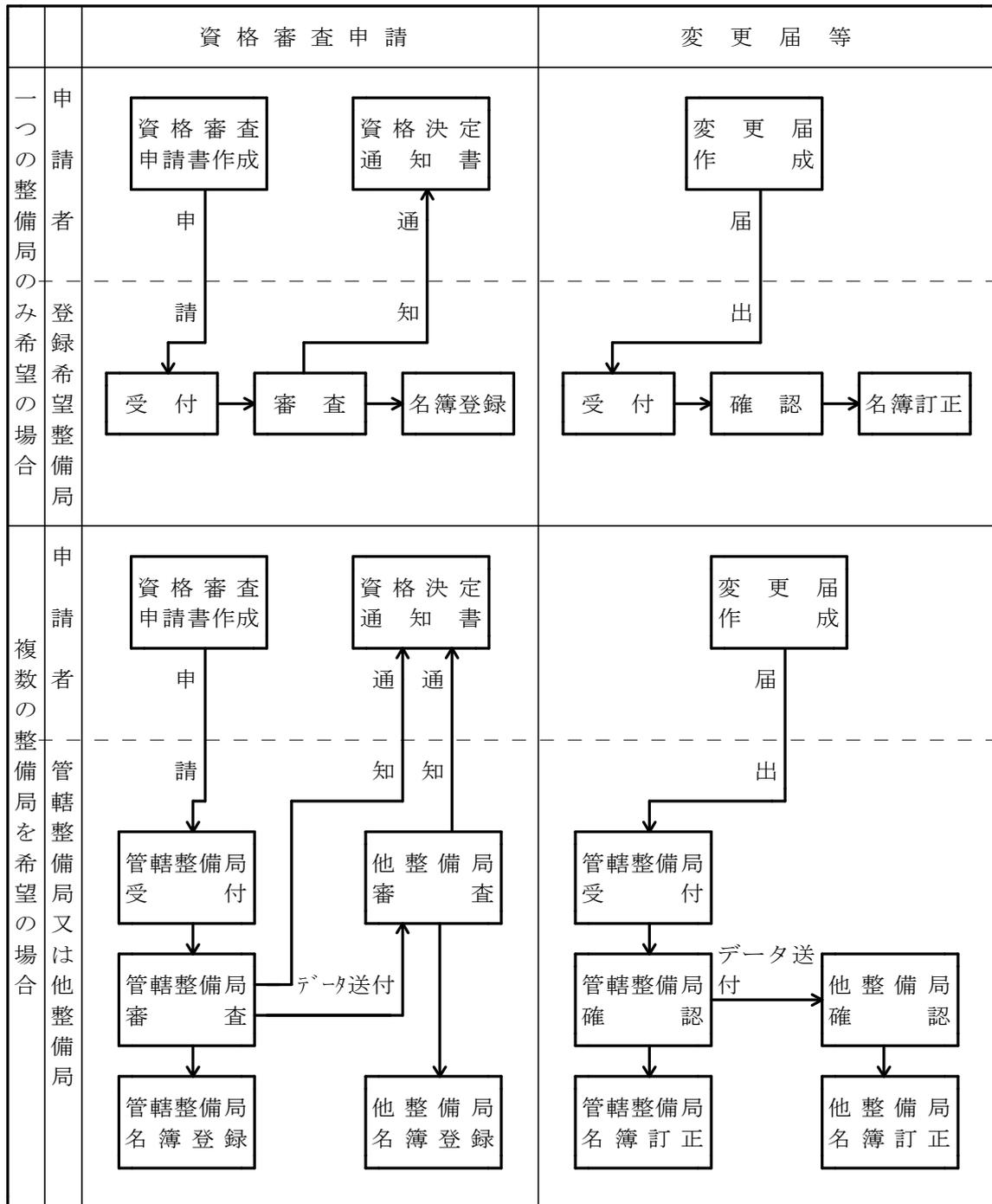
商号又は名称: (株)〇〇測量

登録部局名	登録業種名	決定年月日	業者コード
〇〇地方整備局	測量・調査、建設コンサルタント等	令和〇〇年〇〇月〇〇日	0000000000
△△地方整備局	建設コンサルタント等	令和〇〇年〇〇月〇〇日	0000000000
□□地方整備局	測量・調査、建設コンサルタント等	令和〇〇年〇〇月〇〇日	0000000000

資格決定通知書の右肩に記載している決定年月日を記載してください。

資格決定通知書の業者コード(10桁)を左詰めで記載してください。

VI 資格審査事務の流れ



Ⅶ 競争参加資格審査申請に関するQ & A

Q-1	文書持参方式(随時申請時に限る)で、受付票等の発行はされないのですか。
A-1	持参方式の場合には、受付の事実がその場で確認できるため、郵送の場合に発行する受付票は発行していません。 ただし、持参の場合で申請者が受付の確認を希望する場合には、申請書の写し又は任意の様式を用意していただければ、受付窓口で受付印を押すことはできます。

Q-2	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。 定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいですか。
A-2	<u>随時申請及び変更届の提出ともにインターネット方式では行うことができません。電子メール、郵送又は持参にてお願いいたします。</u> 定期申請をインターネットで行った場合でも、変更届を提出する場合には、 <u>申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局に電子メール、郵送又は持参により提出してください。</u> その際「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」どちらにも申請をしている場合は、それぞれの受付担当部局に提出が必要です。受付担当部局以外の各登録部局への提出は必要ありません。 また、インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出してください。

Q-3	資格決定を受けた後、登録部局（地方整備局）を追加することはできますか。
A-3	<u>登録部局を追加することはできません。</u> 登録部局の追加は、新規の扱い（随時受付）となりますので、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付担当部局（※）に提出することが必要になります。 詳細については、受付担当部局にお問い合わせください。

	※受付担当部局（問合せ先） 別表 3 参照
--	-----------------------

Q-4	資格決定を受けた後、希望業種区分（測量・調査、建設コンサルタント等）を追加することはできますか。
A-4	<p>希望業種区分を追加することはできます。</p> <p>希望業種区分の追加は、新規の扱い（随時受付）となりますので、新規の申請時に必要な申請書類一式を受付担当部局（※）に提出することが必要になります。</p> <p>ただし、既に決定済みの希望業種区分の決定内容の変更はできません。また、年間平均実績高の割振りなどに一定の制限がありますので、詳細については、受付担当部局にお問い合わせください。</p> <p>※受付担当部局（問合せ先） 別表 3 参照</p>

Q-5	定期申請のときにインターネット方式で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいのでしょうか。
A-5	<p>定期申請については、平成29・30年度資格審査より原則インターネット方式となっております。</p> <p>なお、必要書類が受付期間中に間に合わなかった場合でも、随時受付は行っていますので、ご活用ください。</p> <p>詳細は、受付担当部局にお問い合わせください。</p> <p>※受付担当部局（問合せ先） 別表 3 参照</p>

Q-6	申請書の様式類をインターネット上からダウンロードできませんか。
A-6	<p>申請書の様式及び変更届については、国土交通省のホームページからダウンロードが可能です。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html</p>

Q-7	「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。
A-7	<p>一部の発注者において、「国土交通省統一様式」と指定していることがあるようですが、<u>「国土交通省統一様式」というものはありません。</u></p> <p>(参考) 申請書類の様式については、主に次のものがあります。</p> <p><u>1. 中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）統一様式</u> 国土交通省が事務局となっている中央公契連に加盟する中央省庁及び特殊法人等において、申請書類のうち統一して使用している部分について申し合せを行い、様式を定めたもの。 ただし、共通部分のみの様式であるため、各発注機関が使用するにあたっては、各々必要な選択様式を追加して使用しています。</p> <p><u>2. 国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u> 国土交通省地方整備局へ申請する場合に使用している様式。上記1を基に、国土交通省地方整備局が必要とする選択様式を加えたもの。</p> <p>※このほか、国土交通省における申請書類は、大臣官房会計課所掌機関用、北海道開発局用のものがあります。＝国土交通省の統一様式というものはありません。</p> <p><u>3. その他各発注機関が定める申請書類</u></p>

Q-8	申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。
A-8	<p>鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。</p> <p>修正液、修正テープ不可</p>

Q-9	「外資状況」の考え方を教えてください。
A-9	外資状況に記載する会社には、つぎの3種類があります。

	<p>①外国籍会社 本店が海外にあるもの。 例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社） など</p> <p>②日本国籍会社（外資100%） 100パーセント外国資本の会社 本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。 例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン） など</p> <p>③日本国籍会社 一部外国資本の会社 本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。 例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン） など</p>
--	---

Q-10	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。																
A-10	<p>「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。</p> <p>ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載してください。</p> <p>なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>・取締役</td> <td>・取締役社長</td> <td>・代表取締役</td> <td>・代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td> <td>・代表社員</td> <td>・代表者</td> <td>・代表理事</td> </tr> <tr> <td>・理事長</td> <td>・社長</td> <td>・副社長</td> <td>・無限責任社員</td> </tr> <tr> <td>・管財人</td> <td>・会長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																

Q-11	測量・調査及び建設コンサルタント等業務の競争参加資格申請にあたっての審査基準日の考え方を教えてください。
A-11	<p>測量・調査及び建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査の審査基準日は、次のとおりです。</p> <p>1. 審査基準日 資格審査申請日の直前の事業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日）</p>

2. 申請項目毎の対象期間等

申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）
年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度
自己資本額	審査基準日におけるもの
有資格者数	審査基準日におけるもの
営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの

Q-12 営業年数の算出方法を教えてください。

A-12 1. 起算日

競争参加資格希望業種に係る事業の開始日とします。

2. 末日

審査基準日とします。

審査基準日は、Q-11のとおり、「資格審査申請日の直前の事業年度の終了日」となります。

3. 営業年数の算出

起算日から末日までの期間から、休業期間を差引く。

年未満の端数については、切捨ててください。

【計算例】

①創業年月日：1989年4月1日

②審査基準日：2010年3月31日

③休業期間：1997年4月1日～1998年5月31日（1年2ヶ月）

営業年数＝21年0ヶ月（①～②）－ 1年2ヶ月

＝19年10ヶ月

[端数処理]⇒19年

Q-13 測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのように記入すればいいですか。

A-13 実績高がない場合には、年間平均実績高を「0」（ゼロ）として記入してく

	ださい。
--	------

Q-15	営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。
A-15	<p>本店又は常時契約を締結する支店等営業所に限られます。</p> <p>常時契約を締結する支店等営業所とは、測量・調査及び建設コンサルタント等業務に関する契約の見積、入札、契約締結等、測量・調査及び建設コンサルタント等業務に関する契約の締結に係る実体的な行為を行う営業所をいいます。</p> <p>次のような営業所は「<u>常時契約を締結する</u>」営業所とは言えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>単なる事務の連絡のために置かれている営業所</u> ○<u>他に兼業（建設業等）を営んでいる場合の営業所であって、測量・調査及び建設コンサルタント等業務には全く無関係なもの</u> ○海外に設置されている営業所

Q-16	申請書類をどのように綴じればいいですか。
A-16	クリップで綴じてください。（ファイルに綴じる必要はありません。）

Q-17	随時受付は申請後、どのくらいの期間で決定になるのでしょうか。
A-17	<p>適正な申請を受理してから1ヶ月から1ヶ月半で決定になります。不明な点等がある場合は、受付担当部局にお問い合わせください。</p> <p>※受付担当部局（問合せ先） 別表3参照</p>